

令和7年度 五泉市「週休2日取得促進工事」実施要領 【土木工事】

1 目的

建設産業においては、週休2日の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得促進工事」を本要領により実施する。

2 用語の定義

(1) 週休2日（4週8休相当以上）

対象期間内の全ての月で、月毎の現場閉所率（現場閉所日数／月日数）が28.5%以上であることをいう。対象期間全体を通して現場閉所率が28.5%以上であったとしても、現場閉所率が28.5%未満の月があった場合、未達となる。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 対象工事、発注方式及び概要

(1) 発注者指定型

発注者が工事を「週休2日取得促進工事」に指定して発注する方式で、受注者は対象期間内の全ての月で4週8休相当以上の現場閉所に取り組む。

(2) 受注者希望型（当初対象外工事）

工事着手前に受注者が「週休2日取得促進工事」に取り組む旨を発注者に協議し、対象期間内の全ての月で4週8休相当以上の現場閉所に取り組む工事。

	発注者指定型	受注者希望型（当初対象外工事）
対象工事	当初設計額 10,000 千円以上の、原則全ての工事。	当初設計額 10,000 千円以上の工事で、契約後に受発注者協議により、現場閉所に取り組むこととなったもの。
補正方法	当初設計書に「4 週 8 休相当以上」の補正を行い発注する。「4 週 8 休相当以上」の現場閉所を達成できない場合は、設計変更により <u>減額変更</u> する。	「4 週 8 休相当以上」の現場閉所を達成した場合、設計変更により <u>増額変更</u> をする。
特記仕様書	当初設計書に「週休 2 日取得促進工事（発注者指定型）」の特記仕様書を添付する。	変更設計書に「週休 2 日取得促進工事（受注者希望型）」の特記仕様書を添付する。

4 実施対象外工事

発注者が「週休 2 日取得促進工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休 2 日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて 7 日間未満の工事

なお、当初実施対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休 2 日取得促進工事」に取り組む旨の協議があった場合は、工事目的を達成できると発注者が判断した場合に受注者希望型の対象工事とすることができる。

(例) 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために当初対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休 2 日の確保が可能と判断できる場合等。

5 実施の流れ

設計額算出時の週休 2 日に係る補正対象は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の 51 職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、技術者（下水道）とする。

(1) 工事発注時（発注者指定型）

ア 発注者は「4 週 8 休相当以上の現場閉所を達成した場合」の補正係数を下記のとおり乗じて予定価格を算出する。

【補正係数の一覧表】

	4 週 8 休相当以上
労 務 費	1 . 0 4
機械経費（賃料）	1 . 0 2
共 通 仮 設 費 率	1 . 0 3
現 場 管 理 費 率	1 . 0 5
市 場 単 価	別紙「市場単価の補正係数一覧」による
標 準 単 価	別紙「標準単価の補正係数一覧」による

イ 設計書に『週休 2 日取得促進工事』特記仕様書（発注者指定型）を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 発注者指定型

契約後速やかに「週休 2 日取得促進工事」であること及び実施に向けた課題有無を受発注者で確認する。課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

イ 受注者希望型（当初対象外工事）

受注者は、「週休 2 日取得促進工事」を希望する場合は、契約後速やかに発注者と協議すること。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休 2 日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。

※対象期間となる全ての月において、月毎の現場閉所率が 28.5%以上になる計画とすること。

※「週休 2 日取得促進工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

イ 受注者は、「週休 2 日取得促進工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、週休 2 日の確保状況を別紙「達成状況確認の詳細」により判断する。

(4) 積算方法

ア 発注者指定型

4週8休相当以上の現場閉所を達成できなかった場合は、【補正係数の一覧表】に基づく補正を解除し、減額変更する。

イ 受注者希望型（当初対象外工事）

4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合は、【補正係数の一覧表】の補正に基づき、増額変更する。

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記6(3)オで監督員に提出済みの「工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）」を竣工書類に添付する。

イ 発注者は、工事成績評定において、受注者から提出された休日取得実績表に基づき、週休2日を確保した場合は適切に評定を行う（発注者指定型、受注者希望型ともに同様）。また、提出された計画工程表が週休2日を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には点数を減ずる措置を行うものとする。

6 その他

本年度に契約した継続工事については、次年度以降においても本要領を適用するものとする。